資料2

建設リサイクル制度において着目する観点

リサイクル促進	廃棄物適正処理	項　目	着目する観点	建設リサイクル法における関係条文との関係（赤字：規定のある条文） 第1，2章 総則・基本方針等	第3章 分別解体等	第4章 再資源化等	第5章 解体工事業	第6，7章 雑則・罰則	その他関係法令
		Ⅰ）建設リサイクルの促進							
◎	△	（1）分別解体	①対象建設工事の規模基準について		法第9条［施行規則第2条］				
			②分別解体等に係る施工方法に関する基準について		法第9条［施行規則第2条］				
			③特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物の扱いについて		法第9条［施行規則第2条］				安衛法（石綿則）、大防法、PCB特措法等
			④対象建設工事の事前届出・通知について		法第10、11条［分別解体等省令第2条］				
			⑤解体工事業の登録制度について				法第21-37条［解体工事業登録等省令第1-9条］		
			⑥分別解体等における工事内容及び費用の明確化について		法第12,13条［分別解体等省令第4条］			第38条	
◎		（2）再資源化	①特定建設資材の指定品目及び再資源化について	法第2条［施行令第1条］		法第16条		法第38-41条	
			②再資源化等完了後の報告について			法第18条［施行令第5条、行規則第5,6条］			
△	◎	（3）縮減	①木材の縮減の扱いについて			法第16,17条［施行令第4条、施行規則第3,4条］			
		Ⅱ）建設廃棄物適正処理の徹底							
	◎	（1）適正処理	①不適正処理が発生するメカニズムについて						廃棄物処理法
			②不適正処理の防止策について						廃棄物処理法
○	◎	（2）取り締まり	①パトロール等の実効性向上について		法第14,15条	法第19,20条	法第37条	法42,43,46,48-53条	廃棄物処理法
			②状況把握の強化について		法第14,15条	法第19,20条	法第37条	法42,43,46,48-53条	廃棄物処理法
			③行政における情報共有等の連携強化について		法第14,15条	法第19,20条	法第37条	法42,43,46,48-53条	廃棄物処理法
		Ⅲ）横断的取組							
○	○	（1）関係者の連携強化	①分別解体、再資源化に係る情報提供について	法第5～8条	（法第10～13条）				
○	○	（2）理解と参画の推進	①建設リサイクル法の周知・啓発の充実について	法第7条					

（参考）

○	○		・発生抑制						資源有効利用促進法
○			・再使用・再生資材の利用						資源有効利用促進法